

「日本情報経営学会誌」論文投稿規程

第1条（投稿資格）

日本情報経営学会会員は、学会誌『日本情報経営学会誌』に情報経営に関連する領域の研究成果を投稿することができる。また、日本情報経営学会会員ならびに編集委員会が特に認めた者は、学会誌『日本情報経営学会誌』の特集テーマに合致した研究成果を投稿することができる。

第2条（論文の種別）

（特集投稿論文）

特集論文の募集に際して、投稿された論文は「研究論文®」（査読付研究論文）として扱う。このほか、特集テーマに関連し国内外で注目度の高い論文や非会員に依頼した論文を「特別寄稿論文」として、特集テーマに関連し会員に依頼した論文を「研究論文」として、編集委員会の審議を経て掲載する。国際委員会が提案する特集について、JSIM ORAが投稿した論文も「特別寄稿論文」として掲載する。なお日本情報経営学会では、依頼による論文であっても「特別寄稿論文」および「研究論文」を投稿論文として取り扱う。

（一般投稿論文）

特集論文の募集にかかわらない、学術性の高い投稿論文は「研究論文®」として扱い、すべて査読を行う。「研究論文®」は、随時受け付ける。

第3条（投稿論文の著作権）

掲載された「研究論文®」、「研究論文」ならびに転載を除く「特別寄稿論文」の著作権は日本情報経営学会に帰属する。

本誌に掲載された論文（転載を除く）を執筆者が他の出版物等（インターネット等による個人および所属組織のWEBサイトを含む）に転用する場合には、予め文書によって日本情報経営学会の了承を得ると同時に、その出版物等に『日本情報経営学会誌』（Vol. No., 刊行年月）に掲載された論文であることを明記しなければならない。

第4条（投稿時期）

（特集投稿論文）

会員は特集論文の募集に対して編集委員会に対して投稿することができる。投稿は所定の申し込み手続を経た後に募集告知に示された期日までになされなければならない。なお、「特別寄稿論文」および「研究論文」についても編集委員会によって指示された期日までに投稿しなければならない。

(一般投稿論文)

会員は「研究論文®」の原稿を特集論文の募集にかかわらず随時、編集委員会に対して投稿することができる。

第5条（投稿方法）

投稿に当たっては、定型の投稿申込用紙を必ずつけること。学生会員が論文を投稿する際には、指導教員による投稿論文のチェックを受け、その論文についての指導教員による概評を付けること。投稿方法の詳細については「論文投稿の要領」として別に公表する。

第6条（共著論文の要件）

共同執筆者全員が会員である場合に限り、共著論文として「研究論文®」、「研究論文」を投稿することができる。ただし、「特別寄稿論文」についてはその限りではない。

第7条（投稿論文の内容）

一般投稿論文は情報経営に関連する領域のオリジナルで有用な研究成果を著したもの、特集投稿論文は特集テーマに関連する研究成果を著わしたもので、いずれも他の刊行物に発表済・発表予定あるいは投稿中のものでないことを掲載の条件とする。ただし、「特別寄稿論文」については発表済のものを転載という形で掲載することもある。

(a)原稿の使用言語

投稿する原稿は日本語または英語で記述されていなければならない。提出される原稿については、文法的に正しい日本語または英語で記述されていることを著者の責任において確保すること。

(b)他著作物からの引用

投稿する原稿以外の著作物からの引用は、出典および引用箇所を明記すること。

(c)投稿論文に関する疑義の取扱

投稿論文について多重投稿や剽窃の疑いがある場合は、編集委員会は査読委員会と連携をとりながら、関連する組織・機関と著者・論文情報を交換することがある。多重投稿あるいは剽窃の事実が判明した場合には、その著者が名を連ねる著作物に関して、当該投稿論文を含め投稿受付を一切拒否すると共に、実名・所属を含む事実の公表ならびに関連諸組織・機関への通知、学会除名等の厳しい措置を行う。

第8条（投稿論文の執筆要領）

投稿論文の執筆に当たっては「学会誌論文雛形」および「注及び参考文献の表記について」に従うこと。執筆要領の詳細については「論文投稿の要領」として別に公表する。

第9条（投稿論文の取り扱い）

投稿論文の掲載の可否は編集委員会が決定する。「研究論文®」の場合、編集委員会を選んだ査読コーディネーターが複数の査読者を選定し、そのうちの過半数以上の査読者が掲載可と判断することを必要条件とする。「研究論文®」の内容について、査読者および編集委員会から修正を著者に依頼することがある。著者からの修正原稿の提出期限は依頼から3ヶ月以内とする。

特集投稿論文の「研究論文®」の場合、特集号の発行時期との関係で、修正原稿の提出期限を短くすることがある。修正原稿の提出が指示された提出期限に間に合わない場合でも、修正の依頼から3ヶ月以内であれば、一般投稿論文の「研究論文®」として取り扱いを継続する。

「特別寄稿論文」、「研究論文」については、内容の検討の結果、修正の依頼や掲載不可とする場合もある。修正の依頼がある場合、著者からの修正原稿の提出期限は編集委員会の指示による。

掲載の可否にかかわらず、投稿された論文は返却しない。

なお審査過程にある投稿論文は、同時に他機関の各種出版物への投稿および WEB 等による公表をしてはならない。

第10条（改廃）

本規程の改廃は、編集委員会で審議し、理事会で決定する。

附則

本規程は、研究論文®投稿規程と特集論文投稿規程を統合し、平成24年10月26日理事会において論文投稿規程としたものである。

施行 平成24年10月27日

改訂 平成25年5月24日

改訂 平成26年5月23日